

令和4年度ドローンを活用した物流実証実験業務委託仕様書

1 目的

小型無人飛行機（ドローン）を活用した物流は、人口減少や少子高齢化の進行が著しく、都市部から離れた場所に位置する山間部及び離島において、地域住民の生活の持続可能性を高める有効な手段となり得る。

本業務は、本県離島におけるドローン物流の社会実装を見据えた実証実験を行い、離島におけるドローン活用の有効性について検証するものである。

2 委託期間

契約締結の日から令和5年3月31日

3 業務内容

(1) 離島におけるドローン物流実証実験

以下に示す地域において実証実験を行い、実用化に向けた課題を検証し、(2)記載の離島におけるドローン活用プランの作成につなげること。

【実験対象地域】

延岡市島野浦島

【実験回数】

2回程度

【実験内容（予定）】

延岡市沿岸部から島野浦島に以下の運搬物を輸送する。

| | 運搬物 | ペイロード | 飛行区間 |
|---|--------|--------|------------------------------|
| ア | 食料・日用品 | 5 kg程度 | 延岡市沿岸部～島野浦島 (直線距離 5 km程度) |
| イ | 災害物資 | 5 kg程度 | 延岡市沿岸部～島野浦島 (直線距離 5 km程度) |

【実験の要件】

ア 実験は、原則として、目視外かつ補助者無しでの飛行とする。

イ 実験の日時、ルート、運搬物等の内容については、県、関係市町村等と事前に協議し、合意を得ること。

ウ 次に掲げる実験に当たって必要となる準備、環境整備を遺漏なく行うこと。

(ア) 実験を実施する市町村の関係課や事業者との連絡調整、地域住民、事業者等への説明による関係者の理解醸成

(イ) 航空法、電波法等実験に際し必要となる関係法令の許認可手続き

(ウ) 実験に必要な機材、保険、サービス等の調達

(エ) 実験マニュアルの作成・共有

(オ) その他必要な手続き、調整

(2) 島野浦島におけるドローン活用プランの作成

島野浦島におけるドローンの社会実装に向けて、導入までに必要な手続き、要する期間、ハード及びソフト面の整備にかかる費用等を整理したプランを作成する。

なお、プランでは、参考となる他県の事例や活用できる補助金・交付金も示すこと。

- (3) 事業実施報告書の作成
記録写真の撮影や内容等の概要の作成など、本業務の実施内容を取りまとめ、事業実施報告書を作成すること。

4 対象経費

- (1) 人件費（実験管理者・操縦者等）
- (2) ドローン機体の調達に係る費用（レンタル契約を原則とする。）
- (3) 会場・設備使用料
- (4) 実証実験に係る交通費・宿泊費
- (5) 資料・チラシ作成料
- (6) その他実験に要する経費（中山間・地域政策課と協議の上、認められるものに限る。）

5 対象外経費

次に掲げる経費は、委託料に含まないものとする。

- (1) 10万円以上の機械、器具等の備品購入費
- (2) 会議等での食糧費（茶菓の購入経費は除く。）
- (3) 団体等へ加入するための負担金
- (4) 租税公課（消費税及び地方消費税は除く。）

6 成果品等

本業務の成果品等及び納期は、次のとおりとする。

- (1) 事業実施報告書・・・・・・・・ 2部 令和5年3月17日
（製本せず、ドッチファイルに綴じた状態で提出すること。）
- (2) 電子データ一式・・・・・・・・ 1式 令和5年3月17日

7 成果品等の納入場所

本業務の成果品等の納入場所は、県が指定する場所とする。

8 その他

- (1) 成果品についての権利は、宮崎県に帰属する。
- (2) 資料・成果品の製作に当たっては、県・関係市町村と十分に連絡を取りながら行うこと。
- (3) 本仕様書について疑義が生じた場合又は定めのない事項については、別途協議すること。